

品川区教育委員会会議記録

平成 22 年 第 9 回 定例会

場 所 教育委員室
期 日 平成 22 年 7 月 13 日
開 会 午後 4 時 04 分
閉 会 午後 5 時 58 分

出席委員	委 員 長	安尾 久子
	委員長職務代理者	細川 珠生
	委 員	市川 信之助
	委 員	鈴木 敏夫
	教 育 長	若月 秀夫
欠席委員		

出席職員	教 育 次 長	市川 一夫
	庶 務 課 長	田村 信二
	学 務 課 長	富田 祥子
	指 導 課 長	冠木 健
	小中一貫教育担当課長	和氣 正典
	品川図書館長	小川 陽子

議事運営および 委員長、教育 長報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> 署名委員に細川委員、鈴木委員を指名。
-----------------------------	--

件名	日程第1 第52号議案 品川区文化財の指定について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

<p>件名</p>	<p>日程第2 協議事項 平成23年度小学校使用教科用図書採択について（生活科）</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>（指導課長） ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>（委員 E） ・ 生活科は比較的新しい教科であり、各委員とも経験がなく戸惑った部分もあるかと思う。基本的な事項でもよいので質疑・意見を願います。</p> <p>（委員 D） ・ 授業時数は年間何時間か。</p> <p>（委員 E） ・ 科目の各領域の配分や単元の進め方について、本区の考え方などはあるか。</p> <p>（委員 C） ・ 表記が全てひらがなというものには疑問がある。これは除外すべきだと思う。 ・ 理科、社会、市民科との関連で考えたときに扱いやすいものがよいと思う。 ・ 学習カードについて具体的に説明してほしい。</p> <p>（委員 E） ・ F社の学習カードは子どものお手本になる書き方になっていると思う。目次もF社のものは他の教科と一緒に学べるような工夫がされている。</p> <p>（委員 B） ・ F社には品川区の戸越銀座が掲載されており、子どもたちが親近感をもてるという点で評価できる。</p> <p>（委員 A） ・ 各社とも持ち味がある教科書である。教員の立場に立って考えるとA社、F社、G社が使いやすいと思う。ただし、漢字については習った漢字は積極的に使うべきであり、全てひらがなの表記は良くない、従ってA社は全てひらがなのので良くない。 ・ 生活科は理科や社会とのかかわりが強い科目であり、単独では成立しえないものだ。従って理科や社会に接続しやすいもので、知識理解を重視していかなければならない。理科や社会に接続しやすいのはF社とG社の2社だと思う。 ・ 具体的に勉強させなければならない。知識技能の徹底をはかるべきである。 ・ 感想だがE社の目次は細かな配慮がされているという印象をもった。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>（指導課長） ・ 生活科の授業時数について、本区小中一貫教育要領では年間105時間である。 ・ 生活科の各領域の配分や進め方については、小中一貫教育要領で2年間の扱いや時間配分などを定めている。 ・ 生活科の進め方に関連して、小中一貫教育要領では生活科に関しても確かな力をつけることを重視している。具体的事実をとらえるように指導している。 ・ 漢字の扱いについて、本区では習った漢字は積極的に早く使わせていくという考え方である。 ・ 学習カードは、子どもたちに観察記録などを書かせるもので、各教科書でその例示をしている。 ・ 教科書検討委員会の委員から、F社の観察日記などは一工夫して自分</p>

	で考えないとゴールにたどり着けないように工夫されている、という感想があった。
委員意見要旨	(委員E) ・ F社を推す意見が多い。F社で仮決定したい。 (委員一同) ・ 異議なし
議事結果	生活科はF社に仮決定する。

<p>件名</p>	<p>日程第2 協議事項 平成23年度小学校使用教科用図書の採択について（図工）</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>（指導課長）</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明 図工については実技を伴う科目であり安全への配慮も重要な要素である。この点も含めてご審議いただきたい。
<p>委員質疑要旨</p>	<p>（委員C）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間50～70時間の授業時数の中で、教科書を見て授業をする時間はどれくらいあるのか。 C社には考えるヒントが記されている。B社は右端外に「貼る」、「切る」などのヒントが出ている。どちらの記載方法が有効と考えるか。 <p>（委員B）</p> <ul style="list-style-type: none"> C社のものは振り返りなどもあり、懇切丁寧である。親切すぎるものが問題とはならないか。 <p>（委員E）</p> <ul style="list-style-type: none"> C社は好きなものを書きなさい、など子どもたちの思いが刺激されるという点で非常によい。C社は活動内容が子どもにも教師にもわかりやすいと思う。 <p>（委員C）</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全への配慮について、C社は道具の説明などを写真で示していて、わかりやすい。こういうものはイラストよりも写真の方が訴える効果がある。親切すぎて戸惑うところもあるが、自分が読んでも役に立つと思う。 片づけの指導について各社比較してみた。A社は片づけの手順が細かく書かれているが、ここまで書くと押し付けがましい印象だ。B社は片づけの記載がない。C社は「片づけましょう」と簡潔に記している。個人的にはC社が一番気にならない程度でよかった。 <p>（委員A）</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育要領ではビデオやコンピュータなどのメディアでの表現までを視野に入れている。このような分野について明確に記述があるのはC社だけだ。 図画工作や美術は小中学校で教養をつける狙いもある。伝統的な文化や芸術作品を小さい頃から見せておく、教えておくことは、今後の国際人を育てる面でも重要だ。そのため、教科書で扱う素材や作品は多い方がよい。数が一番多いのはC社、一番少ないのはB社だった。 A社もよい教科書だと思うが、個人的な感想としては色がきつい印象だ。 <p>（委員D）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校への接続性や安全への配慮から考えるとC社がよいと考える。
<p>事務局説明</p>	<p>（指導課長）</p> <ul style="list-style-type: none"> 図工については教科書を教えるというよりも、教科書を使って観賞力や創作力を育てるものであり、教科書の使い方としては授業の始まりや最後のまとめの時に使うのが中心である。 ヒントの記載の仕方について、B社とC社の比較でどちらがよいかというのは一概には言えず、子どもによるところがある。小中一貫教育要領では自分の経験からイメージすることを重視している。検討委員会では、C社の教科書はイメージを経験から引き出すのに役立つという意見があった。 検討委員会では、記載の丁寧さについて、C社がA社やB社に比べて

	特段に丁寧であるということはないとの意見だった。
委員意見要旨	(委員E) ・ C社を推す意見が多い。C社で仮決定したい。 (委員一同) ・ 異議なし
議事結果	㊟工はC社に仮決定する。

<p>件名</p>	<p>日程第2 協議事項 平成23年度小学校使用教科用図書の採択について（音楽）</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>（指導課長） ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>（委員 E） ・ 共通教材についての考え方を聞きたい。 ・ A社とB社を比較するとB社の方が内容的に難しい印象を受けるが、今の本区の音楽が要求するレベルや、指導者側のレベルはどの程度のものなのか。</p> <p>（委員 C） ・ B社が申し分ないと思う。読譜力も丁寧に扱われているし、鍵盤やハーモニカなどについても指導がしやすいのではないか、という印象を受けた。 ・ インタビューの人選については、A社は親しみある人物ではあるが、やはり音楽に関わる人を取り上げているB社がよいと思う。</p> <p>（委員 B） ・ B社の教科書は音楽作りや創作など、レベルが高いと思った。指導する側は対応する指導力をもっているようだが、子どもたちはこれについていけるのか。</p> <p>（委員 A） ・ 音楽に限ったことではないが、私個人としてはレベルの高い教科書を選びたい。レベルの高いことを選んで学んで標準にたどりつく、学習活動とはそういうものだと思う。子どもに遠慮する必要はないと思う。</p> <p>（委員 B） ・ 学校にお邪魔して子どもたちの合奏や合唱を聞かせてもらうことができるが、大変感動させられる。子どもたちのレベルは高いと思う。こういった実態を見ていると、子どもたちは吸収力がありレベルの高い教科書でも対応できると思う。</p> <p>（委員 A） ・ 各社の教育観や子どもへの態度が教科書から見て取れる。子どものご機嫌をとりながらなのか、大人がイニシアチブをとろうとしているのか、根底の哲学のようなものが感じとれる。 ・ イデオロギーとは別次元の話で、小学校学習指導要領には国歌はいずれの学年においても指導することと定めている。国歌をどのように扱っているかでその会社の教育や文化への姿勢が見て取れる。B社、C社は独立して頁をたてているが、A社は裏表紙にとりあえず掲載している印象だ。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>（指導課長） ・ 小学校学習指導要領では、例えば1年生で「海」、「かたつむり」、「ひらいたひらいた」、「日のまる」の4曲を扱うとしており、その他各学年でも2～4曲ずつ共通教材が示されている。小中一貫教育要領ではこれら共通教材を十分に扱うように定めている。 ・ 区の音楽レベルについて、音楽の指導は小学校でも8割以上の学級が音楽専科として指導している。専科で行なっているため、指導者は難しい内容でも十分扱える指導力をもっている。また、こういったレベルの高い指導を行なうことは子どもたちの音楽教育には効果があると考えている。 ・ 子どもレベルについて、音楽の授業においては子どものフォローをしていくことが重要である。レベルの高い教科書に対応できるように区</p>

	独自に補助資料を作成している。
委員意見要旨	(委員 E) ・ B社を推す意見が多い。B社で仮決定したい。 (委員一同) ・ 異議なし
議事結果	音楽はB社に仮決定する。

件名	その他 がんばれ宮崎プロジェクトについて
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承